

第6章 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

第1節 グローバル社会で活躍する人材の育成

1 自国の伝統・文化への理解促進等

○現行の学習指導要領では、各教科等で我が国の伝統や文化についての理解を深める学習を充実した。

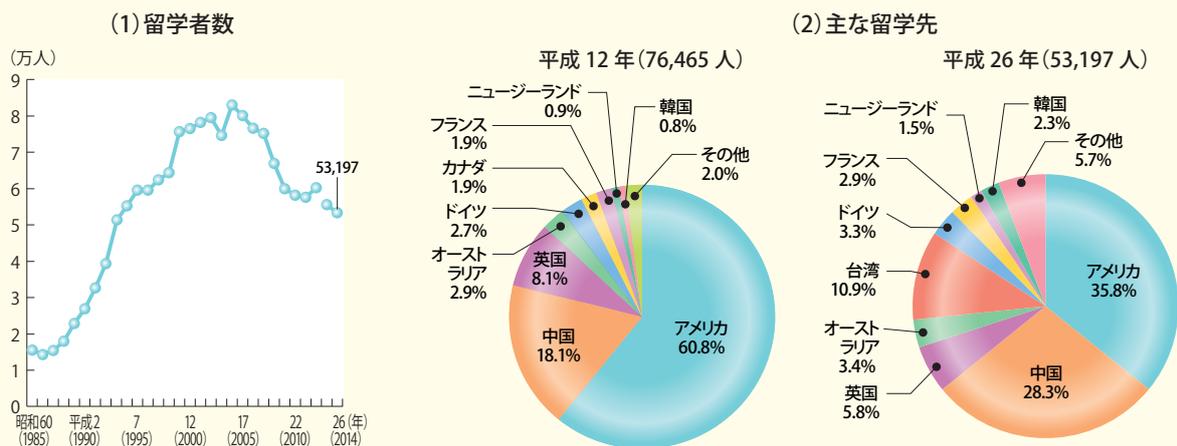
2 外国語教育の推進

○文部科学省としては、小学校外国語教育の早期化・教科化に対応するための新教材や研修用資料の開発、教科化に対応した指導法・学習評価等の先導的な取組の調査研究における成果の普及、各地域で研修講師や助言者としての役割を担う「英語教育推進リーダー」の養成などの取組を進めている。また、総務省及び外務省と共に「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」を推進している。

3 海外留学と留学生受入の推進等

図表31 日本人の海外留学状況

◆日本人の海外留学者数は、平成16年をピークに減少傾向にある。



(出典) 文部科学省「日本人の海外留学状況」

(注) 以下の資料を基に文部科学省が集計したもの。

OECD「Education at a Glance」及びユネスコ統計局

2013年統計より、高等教育機関に在籍する外国人留学生（勉学を目的として前居住国・出身国から他の国に移り住んだ学生で、学位取得を目的とした留学をしている学生）が対象。

交換留学等短期の留学は含まない。2012年統計までは、外国人学生（受入れ国の国籍を持たない学生）が対象。

Institute for International Education (IIE) “Open Doors”

アメリカ合衆国の高等教育機関に在籍している、アメリカ市民（永住権を有する者を含む）以外の者

中国大使館教育部

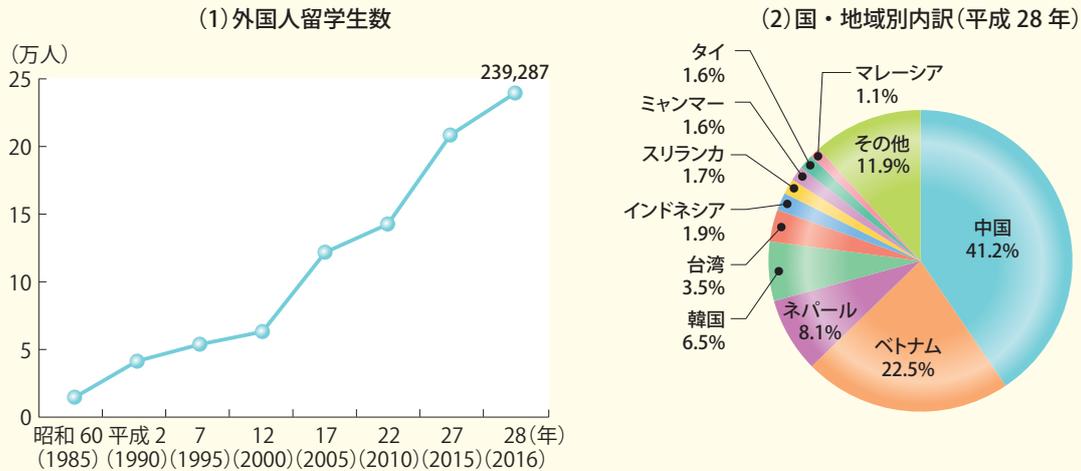
学生ビザ（Xビザ（留学期間が180日以上））または訪問ビザ（滞在180日未満）などで中国の大学に在学している者。

台湾教育部

台湾の高等教育機関に在籍している者（短期留学生を含む）。

図表 32 外国人留学生

◆外国人留学生は増加を続けており、中国からの留学生が最も多い。



(出典) 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況」、文部科学省「留学生受入れの概況」
 (注) 1. 「外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法別表第 1 に定める留学の在留資格（いわゆる「留学ビザ」）により、我が国の大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生をいう。
 2. なお、出入国管理及び難民認定法の改正により、平成 22 年 7 月より従来の「留学」「就学」ビザが一本化されたことに伴い、平成 23 年度調査からは、日本語教育機関で学ぶ外国人学生も調査対象としている。

○文部科学省は、高校生に対する海外留学費用の一部支援や外国人高校生の日本の高校への短期招致、留学フェアの開催等の取組を支援している。

○文部科学省では、社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成に資する教育課程等の研究開発及び実践を行う高等学校等を「スーパーグローバルハイスクール (SGH)」として指定し、支援している。

4 海外子女教育の充実

○文部科学省では、日本人学校や補習授業校の教育の充実・向上を図るため、日本国内の義務教育諸学校の教員を派遣するとともに、退職教員をシニア派遣教員として派遣するなど、高い資質・能力を有する派遣教員の一層の確保に努めている。

5 オリンピック・パラリンピック教育の推進

○文部科学省では、2020年東京大会の開催を踏まえ、スポーツの価値や効果の再認識を通じ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて貢献できる人材を育成するため、オリンピック・パラリンピック教育を推進している。

6 国際交流活動

(1) 国際交流を通じたグローバル人材の育成

○内閣府は、青年国際交流事業を実施し、国内外の青少年の招聘・派遣等を通じた国際交流の機会を提供している。平成 28 (2016) 年度は、「国際青年育成交流事業」、「日本・韓国青年親善交流事業」、「日本・中国青年親善交流事業」、「東南アジア青年の船事業」、「次世代グローバルリーダー事業『シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ』(世界青年の船)」、「地域課題対応人材育成事業『地域コアリーダープログラム』」を実施した。

(2) 青少年の国際交流

○文部科学省は、「青少年教育施設を活用した国際交流」等、子供や若者が国内外の様々な人々との交流を通して、多様な価値観に触れる機会を提供している。

(3) スポーツの国際交流

- 文部科学省では、公益財団法人日本体育協会が行うアジア地区とのスポーツ交流事業や公益財団法人日本オリンピック委員会が行う国際交流事業に対して支援を行い、青少年も含めたスポーツ国際交流を支援している。
- 外務省は、日本の青少年を諸外国に派遣するプログラム及び諸外国の青少年を日本に招へいするプログラムを実施し、国際交流を通じた国際的視野の拡大、国際理解や対日理解の促進に努めている。

(4) その他のグローバル人材の育成に資する取組

- 外務省は、国際協力機構を通じた「青年海外協力隊派遣事業」により、開発途上国が要請する技術・技能を有する満20歳から39歳までの男女を募集、選考、訓練の上、開発途上国へ原則として2年間派遣している。
- 文部科学省は、持続可能な開発のための教育（ESD）を推進しており、関係省庁連絡会議において「我が国における『ESDに関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画」（平成28年3月）を策定し、取組を進めている。

第2節 イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成

1 理数教育の推進

- 文部科学省では、先進的な理数系教育を実施する高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」として、また、国際的な科学技術人材育成プログラムの開発・実施を行う大学を「グローバルサイエンスキャンパス」として指定し、支援している。
- 経済産業省では、理系女性活躍促進のため、「理系女性活躍促進支援事業」を実施している。

2 起業家の育成

- 文部科学省では、平成26（2014）年度から、「グローバルアントレプレナー育成促進事業（EDGEプログラム）」を実施しており、若手研究者や大学院生を対象としてアントレプレナーシップ、起業ノウハウ、アイデア創出法等を習得する、先進的な人材育成を行っている。

3 起業支援

- 経済産業省は、女性、若者/シニア起業家支援資金制度により、新規開業しておおむね7年以内の若者に対して、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を実施している。

第3節 情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成

1 情報通信技術人材の育成

- 文部科学省では、成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成において、産学協働による課題解決型学習等の実践的な教育の推進・普及に取り組んでいる。平成28（2016）年度においては、大学院生を対象とする取組に加え、学部学生を対象とした新たな取組も開始している。

第4節 地域づくりで活躍する若者の応援

1 若者による地域づくりの推進

- 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局では、地方の若い世代が地域とのつながりを深め、地域産業を担う人材養成など地方課題の解決に貢献する取組を促進する。
- 文部科学省では、平成27（2015）年度より、複数の大学が、地域活性化を担う自治体のみならず、人材を受け入れる地域の企業、地域活性化を目的に活動するNPOや民間団体等と事業協働機関を形成し、それぞれが強みを活かして雇用創出や卒業者の地元定着率向上に取り組む事業を支援する

「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」を実施している。

○総務省は、都市地域から過疎地域等に移り、一定期間、地域協力活動を行いながら、当該地域への定住・定着を図る「地域おこし協力隊」を推進している。

第5節 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成

1 次世代競技者の育成

○平成28（2016）年度は、各競技団体が行う日常的・継続的な選手強化活動を支援するとともに、2020年に活躍が期待される次世代競技者の発掘・育成・強化を図っている。

2 新進芸術家等の育成

○文部科学省では、若手芸術家や演出家、舞台技術者、アートマネジメント人材など、我が国のこれからの文化芸術を担う人材を育成する観点から、実践的かつ高度な技術・知識を習得するための、公演・展覧会などの研修や、国際的なシンポジウムにおいて交流の場を提供している。

第7章 施策の推進体制等

第1節 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有

○内閣府は、子供や若者に関する調査研究を実施しており、広く国民の間で積極的に活用されるようホームページなどで公開している。

第2節 広報啓発等

1 広報啓発・情報提供等

(1) 子供・若者育成支援強調月間

○内閣府は、毎年11月を「子供・若者育成支援強調月間」と定め、関係府省、地方公共団体、関係団体とともに、諸事業、諸活動を集中的に実施している。

(2) 子供と家族・若者応援団表彰、未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー等

○内閣府は、子供や若者を育成支援する活動などにおいて顕著な功績があった個人、団体、企業に対し「子供と家族・若者応援団表彰」を、社会貢献活動において顕著な功績があった青少年に対し「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」を実施している。

(3) 青少年の非行・被害防止全国強調月間

○内閣府は、毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」として定め、幅広い関係府省の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の非行防止意識の高揚、非行など問題行動への対応の強化を図っている。

(4) 児童虐待防止推進月間

○厚生労働省は、内閣府と共に、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図っている。

(5) “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

○法務省は、犯罪や非行のない明るい社会を実現するため、“社会を明るくする運動”を主唱し、毎年7月を強調月間として、世論の啓発などに努めている。

(6) 人権に関する啓発活動

○法務省の人権擁護機関では、児童虐待、いじめ、児童の権利に関する条約等の子供の人権に関する講演会等の開催、啓発冊子の配布等の各種啓発活動を実施している。また、「子どもの人権を守る